

議案第 41 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持 に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成 5 年大阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 2 の 2 中「、保管」を「、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管」に改め、ただし書を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「を行う」を「に係る」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 非常災害のために必要な応急措置として前項に規定する産業廃棄物を自ら保管した事業者は、当該保管を開始した日から起算して 2 週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 前項各号（第 4 号及び第 6 号を除く。）に掲げる事項
- (2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

- (1) 当該産業廃棄物を生ずる事業場において行われる保管
- (2) 敷地の面積が 200 平方メートル未満の事業場において行われる保管

(3) 法第 12 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 12 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管

(4) 法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の許可又は法第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

(5) 法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 8 条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

第 23 条の 2 の 3 中「前条」を「前条第 1 項」に改め、「（以下「保管の届出者」という。）」を削り、「同条第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前条第 2 項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

第 23 条の 2 の 4 第 1 項中「第 23 条の 2 の 2 の」を「第 23 条の 2 の 2 第 1 項の」に、「前条前段」を「前条第 1 項前段」に、「第 23 条の 2 の 2 第 4 号」を「第 23 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号」に、「保管の届出者」を「当該届出書の提出又は当該変更の届出をした者」に改める。

第 23 条の 2 の 5 第 1 項中「保管の届出者」を「第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第

2項の規定により届出書を提出した者（以下「保管の届出者」という。）」に改める。

第23条の2の6中「第23条の2の2」を「第23条の2の2第1項又は第2項」に、「届出書の提出」を「届出」に改める。

第23条の2の8第1項第1号中「第23条の2の2」を「第23条の2の2第1項又は第2項」に改め、同項第2号中「第23条の2の2第1号」を「第23条の2の2第1項第1号」に、「事項」を「事項を変更し、又は第23条の2の3第2項前段の規定による届出をしないで第23条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項」に改める。

第32条の見出しを「（一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料）」に改め、同条中第23号を第29号とし、第22号を第28号とし、第21号を第25号とし、同号の次に次の2号を加える。

(26) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査

1件につき33,000円

(27) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する

審査 1件につき20,000円

第32条中第20号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 産業廃棄物処理施設の定期検査の申請に対する審査 1件につき33,000

円

第32条中第19号を第22号とし、第6号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査
1 件につき 33,000 円

(8) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する
審査 1 件につき 20,000 円

第 32 条中第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請に対する審査 1 件につき 33,000
円

第 35 条中「産業廃棄物処理業者」を「産業廃棄物処理業者（法第 14 条第 12 項
に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第 14 条の
4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物
処分業者をいう。）」に改める。

第 41 条第 1 号中「第 23 条の 2 の 2」を「第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項」
に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定は、平成
23 年 6 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活
環境の清潔保持に関する条例第 32 条の規定は、平成 23 年 6 月 1 日以後の申請
に対する審査に係る手数料について適用する。

平成 23 年 月 日提出

大阪市長 平 松 邦 夫

説 明

非常災害のために必要な応急措置として行う産業廃棄物の保管の届出に関し必要な事項を定め、届出を要しない産業廃棄物の保管の範囲を改めるとともに、一般廃棄物処理施設の定期検査等の申請に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。